琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係15

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43790

[illegible]

極秘
無期限
部の内号

アメリカ局長
アメ参事官
条約課長　安全保障課長　北米オー課長

防衛庁との意見交換
(自衛隊配備、国会対策等)

46.9.18.
米、北一(有地)

9月18日本省において標記会議を開催したところ、その結果下記のとおり。

(出席者)
本省　千葉北米オー課長、宮川安保課長、丹波条約課事務官、米北一有地
防衛庁　伊藤防衛課長、沢田(防衛課)、太田(施設課)、弘法堂(法制調査室)各部員
防衛施設庁　楢石調査官、鳥羽補佐、谷口沖縄事務局次長

記

1. 防衛庁説明

(今藤防衛課長等より次の(1)(2)に掲げる資料提示の上、以下のとおり説明した。

(1) 自衛隊の沖縄配備計画と問題点(別紙1)

本ペーパーは防衛課長が庁内幹部説明用に作業した未定稿部内ペーパーであるが、その内容につき外務省の意見を伺いたい。なお防衛庁関係想定問答は来週一杯かけて作成の予定であり、作成の上は改めて御相談致したし。

注、当方より別紙中の経緯5.(政府間協定締結についての米側申入れ)及び7.(4相

会談における久保・カーチス取極締結の了承）につき国会対策上力を部外に対し如何に取り扱うか、及び9.（所衛取極の性格）についての説明振りにつき慎重検討を要すべき旨述べ、留って所衛庁内で検討の上再協議方申し合せた。

(2) 沖縄への部隊展開計画の概要図（別紙2）

(イ) 本概要図は復帰を7月1日と想定し作成したものであり、復帰が早まれば それにつれて全体が繰り上る（但し細部については悉くそのまゝ繰り上るとは限らず、若干の修正はあり得べし）。

(ロ) 復帰前は配置部隊の準備要員と

12、陸（40－数ヶ月に亘り数名づつ）、海（5－4月頃）、空（60－4～6月）合計100名余を外国立法の形で派遣する。之等要員は復帰後は基幹要員となる。

(ハ) 復帰の際は、即日大部隊が乗り込むことは政治問題となる怖れあり、復帰後現地情勢が落ち着く頃を見計って展開する。（復帰後1～2ヶ月を予想）

陸上自衛隊は復帰前に熊本西部方面隊で才一混成群の部隊編成を行ない、復帰後いつでも展開できる準備をする。海、空は陸に比し若干遅れて展開の見込みである。

(二) 自衛隊配備の場所等詳細は追って機会を改め御説明したい。

2. 双方よりの問題点提起

主として当方より質問及び問題点を提起し、之に対し先方の述べた点次のとおり。

(1) 了解覚書B表及びC表と自衛隊引継のタイミング。

先方より実合の上追って説明すべしと述べた。(ホワイト・ビンチ、レーダーサイト、ナイキサイトに配備される自衛隊員は、当初当該施設・区域の間引継準備のため Wheel Area から当該施設・区域に通うこととなろうと補足。)

[redacted]

(2) 一時使用演習地と自衛隊の演習

当方より II-4-b の演習地につき自衛隊先取論があり誤解する向きがあるので注意方喚起し、自衛隊による演習の計画を訊したところ、先方は II-4-b 演習地の自衛隊による使用は考えていない。F104の演習も、対地射爆場等はなく、ありとすれば練習機に標的を引張らせて、之を飛行機から打つ位である旨説明。

(3) II-4-a による提供施設・区域の自衛隊による共同使用。

先方より次回(後述3.(2)参照)までに右伸共同使用の不定を洗い出す旨説明。

(4) 通信施設の共同使用(特にキャンプ・ブーン)(等B, C表に記載なきものありや)

上記(3)と併せ

先方より、別途担当者から説明させるべき旨回答。

(5) ボロー・ポイント 水域提供問題

当方より、1973年4月の防空任務引継との関係で1972年末の年次射撃訓練は行なわれる可能性あるも、米側は今1971年末の訓練をもって終りとする~~[illegible]~~ 可能性を仄かし、水域提供の延長の有無が不確定であると述べ、防衛庁側の~~[illegible]~~ 考えを質したところ、引継前の乗員訓練は、

(6) 那覇 瀬長島 弾薬庫の共同使用問題

当方より ~~II-4-aの[illegible]~~、自衛隊の使用振りを照会、先方調査を約す。(不定)

(7) ホワイト・ビーチにおける燃料補給問題

米国でわなう考えである。引継後の自衛隊による使用も難かしいとの感触であった。

米側の水域関係資料には

当方より、天羅機橋・POL施設を共同で使用する~~[illegible]~~ 可能性にも示れているが その集合及び ホワイト・ビーチでの補給との関連につき事実調査を要望しておいた。

(8) 那覇港 バースの問題

先方より、上記(7)との関連で米側が使用する那覇軍港部分のバースにつき 自衛隊の II-4-aに よる共同使用 ~~[illegible]~~ はありうると述べ ~~[illegible]~~ 調査の上 回答方約す。

(9) 那覇空港 活走路延長工事

当方より、現在中止されている本体工事の再開は、先に米側より 通過協定の上流実際のメドが立つまで見合わせるよう要望していたが その後変りないが ~~[illegible]~~ 何ら進展なき由、と質したところ。

(10) 自衛隊用地取得の問題（特別立法）

当方より、提供施設・区域の用地と自衛隊用地の取得振りにつき訊したところ、先方は

両者は一緒に取り扱う方向で検討中なる旨説明。

3. 今後開催すべき会議の段取り

以下のとおり打ち合わせた。

(1) 国会対策（特に所衛取極の取扱い）

来週（2日～）なるべく早い時期に開催する。

(2) 自衛隊配備及び II-4-a 関係

所衛庁は22日米側と打合せを行なう予定につき、その前でできれば来週後半に開催。

(3) 水域の問題

別途検討する。

(4) 提供施設・区域等における水道管理の問題

準備委の場を通じ早急にツメを進めることとした。

注、本日の会議には対策庁も案内を出したが、別用のため出席できなかった。次回

（これは局地防衛取極の件が出た関係で却って幸であったが）

からは ~~極力~~ 同庁を入れる ~~ことを申し合わせた~~。

（が否かは何を議論するかとにらみ合せて決定する。）

45.7.6 別紙

取扱注意

自衛隊の沖縄配備計画と問題点

経緯

1　昭和45年5月19日の第12回日米安保協議委において、44年の日米共同声明に述べられている「総理大臣は、復帰後は沖縄の局地防衛の責務は日本自体の防衛のための努力の一環として徐々にこれを負うとの日本政府の意図を明かにした」という内容に基づき、自衛隊の配備計画を円滑に実施するため、日米双方の防衛当局者間で交渉を始めるべきことが同意された。

2　この合意に従つて防衛庁防衛局長と米大使館に派遣されている沖縄交渉団首席軍事代表カーチス中将の間で、45年5月26日以降折衝が開始された。

3　45年6月11日の外務・防衛関係会談で、陸上自衛隊1,100人（陸上警備、民生安定のための普通科2中隊、施設科1中隊、ヘリコプター隊、地連等）、海上自衛隊800人（沿岸哨戒用P2J5機小型艦艇を置く基地隊）、航空自衛隊1,400人（要撃戦闘機F-104J隊、レーダーサイト連絡員）計3,300人を当初配置することで了承された。

4　45年6月19日の宍戸一カーチス会談で、防衛庁の方針を提示し、その後数回の討議を重ねた。

5　4月上旬の久保一カーチス会談で米側から沖縄の防衛責務を日本が引受けるについて政府間協定を結びたい旨の申入れがあつたが、日本政府としては久保一カーチス間で政府間協定を締結することは不可能であり、また沖縄防衛の責任は本来日本政府の責任で実施するものであるから政府間協定は必要と考えないと主張した。

6　その結果、政府間協定とはしないが、現に防衛責任をもつている米軍と防衛庁との間で自衛隊が実施する防衛任務の引継ぎを円滑にするための事務的取極として日米両国の軍事当局者間で取極を結ぶことになつた。

7　しかしながら、自衛隊の沖縄配備については政府の方針として決定する必要があつたので5月28日の外交・防衛連絡協議会に大蔵大臣を加えた4相会議を開き、沖縄配備の計画と久保一カーチス間で必要な取極を結ぶことについて了承を得た。

8　その後、久保一カーチス間の取極の内容について外務・大蔵等関係各省と調整し6月29日第13回日米安保協議委員会で内容を承認した上で久保局長、カーチス中将が取極に署名した。

9　以上の経緯により、久保一カーチス間で「沖縄の局地防衛責務の日本による引受け」に関する取極めが締結されたが、その性格は日本政府が法的に実施義務を負うものではないが、道義的には実施の責任を負つたものと解している。

沖縄の配備計画

1　自衛隊が実施する防衛任務

返還日から6カ月以内

a　陸上防衛　1,100人

b　海上哨戒　700人

c　防空のうちF−104による要撃任務　1,400人

昭和48年7月1日までの間

防空任務のうちナイキ部隊、ホーク部隊

警戒管制隊の任務

2　昭和47年度の配備計画

陸上自衛隊

第1混成団

普通科中隊×2

施設中隊×1

飛行隊（V−107×6、MU−2×2、HU−1B×2）

高射特科群（ホーク部隊）×1

地方連絡部等　1,825人

海上自衛隊

沖縄航空隊（P2−J×6）

沖縄基地隊（掃海艇×2、小型上陸用舟艇×2）

665人

航空自衛隊

南西航空混成団

第9航空隊（F−104J×25）

南西航空警戒管制隊（レーダー）

臨時高射訓練隊（ナイキ部隊）

2,940人

計5,430人

問題点

1　沖縄返還問題に対する米国民と日本人の考え方の相異

a　沖縄の意味について米国は極東の平和を維持するための軍事的重要性に深い関心を有しているのに対し、日本側は施政権返還の際には米軍基地の機能をできるだけ縮小することを希望している。従つて、米軍の強い要望により日本側の期待どおりに行かないことが多い。

b　自衛隊の沖縄配備についても米軍の期待を実現できない点もあり、そのために生ずるトラブルも考えられる。

2　自衛隊の配備については、新たに基地を取得できないので米軍から返還された基地を使用することになるが、沖縄県民が民間用地として使用したいと希望している場所と競合する面が多分にあるため問題が発生する可能性がある。（特に +1 Wheel Area）

3　一方、米軍は自衛隊が使用する前提で返還を決定

したものであるから単に国内問題として自衛隊の使用をやめることが許されない場所が多いため摩擦が生ずることになろう。

4　旧軍に対する沖縄県民の反感がそのまま自衛隊に向けられる可能性が強い。

5　一般に、沖縄防衛のための自衛隊配備が多過ぎるのではないかという疑問がある。

6　自衛隊の配備について米軍と取極めを結んだことに対する疑問が抱かれている。

取扱注意

別表二

沖縄[illegible]部隊展開計画概要図

部隊	時期	47年	48年	49年
		7月 10.1 1.1	4.1 7.1 10.1	1.1 4.1
陸上自衛隊	第1混成団及び地連	(準備) 混成群編成 / 混成群配置 (V-107×6 / 1K-11×2 / LR×2) (7月約350人 / 8月約1100人) / [illegible] / [illegible]編成	混成団に改編 / 防空責任引受 (ホーク) / (編合) (約1,830人)	
海上自衛隊	沖縄基地隊	(準備) 基地隊編成 (約210人)(掃海艇2 警戒艇×3)		増強 (約240人)
	沖縄航空隊	(準備) 航空隊編成 (約440人)(P-2J×6機) (+ハ)		増強 (約640人 P-2J×9機)
航空自衛隊	南面航空混成団	(準備) 航空混成団編成 (約550人) / F-104J部隊展開 (約1,350人) (F-104J×25機 / T-33A×10 その他) / アラート任務 / ナイキ部隊ハーダー部隊増強 (約2,400人) / 防空責任引受 (約3,310人) / 航空方面隊に改編 (約3,140人)		
人員合計		(7-8月) 約1,300人 約2,800人	約3,200人 約4,900人 約5,800人	約6,400人

(注) ◎ 編成 ▬ 配置 ☆ 任務引受

(注) 4次防末 約6,800人 (P2J 12機に1~)

(R+6ヶ月)

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長
安全保障課長
条約課長
10/26

ホワイト・ビーチについて

46. 10. 26

米北1

ホワイト・ビーチ（地区）（A表48）のうち自衛隊が

使用する部分（A地区、B地区）に如何なる

資産があるかとの点につき防衛庁施設課

（南雲課員）に照会せるところ、先方の回答要旨次のとおり。

1. A地区について

(イ) 建物はない。が LST ランプ（コンクリート製）が一式ある。

(ロ) 2本の pier から通ずる道路を横断

する道路は ~~コンクリートでできて~~ アスファルト舗装されている。

他の道路はいずれも砂利敷である。

GA-5　2825　外務省

2. B地区について

(イ) 十文字型のカマボコ型バラックが

1棟あるが、右は廃屋であり、米側は復帰までに

撤去する意向を明らかにしている。

(ロ) B地区を南北に通ずる道路はアスファルト舗装であるが、他の道路はすべて砂利敷である。

（注：当方より、ホワイト・ビーチ A、B地区の略図を送付方南雲課員に依頼ずみ）

GA-6　外務省

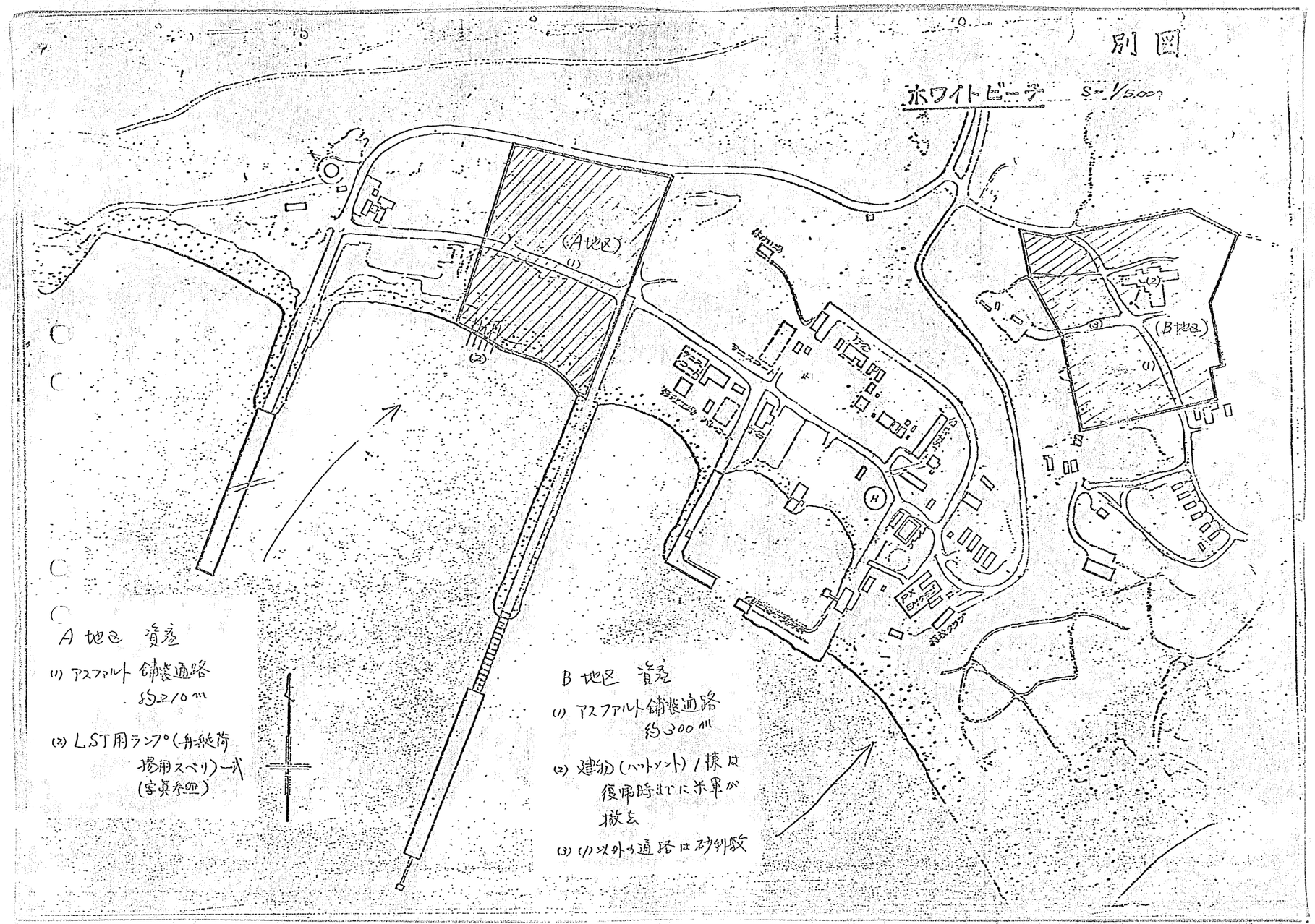
別図
ホワイトビーチ S=1/5,000
(A地区)
(B地区)
A 地区 資産
(1) アスファルト舗装通路
約210m
(2) LST用ランプ(舟艇荷揚用スベリ)一式
(写真参照)
B 地区 資産
(1) アスファルト舗装通路
約300m
(2) 建物(ハットメント)1棟は
復帰時までに米軍が
撤去
(3) (1)以外の通路は砂利敷